

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和6年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和6年度の初日から令和6年9月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

## 記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	100 トン	48 トン	52 トン
		100 トン	48 トン	52 トン
3	クリーム	66 トン	12 トン	54 トン
		57 トン	6 トン	51 トン
4	粉乳類	22,479 トン	10,726 トン	11,753 トン
		19,067 トン	8,003 トン	11,064 トン
5	無糖れん乳	1,995 トン	433 トン	1,562 トン
		1,995 トン	433 トン	1,562 トン
6	加糖れん乳	30 トン	85 トン	超過済
		30 トン	12 トン	18 トン
7	ヨーグルト	13 トン	7 トン	6 トン
		13 トン	7 トン	6 トン
8	バターミルク	18 トン	5 トン	13 トン
		18 トン	5 トン	13 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,824 トン	23,286 トン	29,538 トン
		43,262 トン	17,106 トン	26,156 トン
10	その他の乳製品	11,718 トン	1,945 トン	9,773 トン
		5,441 トン	1,459 トン	3,982 トン
11	バター	15,620 トン	7,537 トン	8,083 トン
		12,218 トン	6,243 トン	5,975 トン
12	豆類	74,764 トン	38,745 トン	36,019 トン
		33,618 トン	19,165 トン	14,453 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,432,032 トン	2,560,551 トン	2,871,481 トン
		5,028,802 トン	2,395,769 トン	2,633,033 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,479 トン	578,330 トン	688,149 トン
		171,784 トン	92,962 トン	78,822 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,007,980 トン	375,376 トン	632,604 トン
		1,007,980 トン	375,376 トン	632,604 トン
15	コーンスターチ	3,540 トン	1,817 トン	1,723 トン
		3,465 トン	1,613 トン	1,852 トン
16	ばれいしょでん粉	9,535 トン	10,597 トン	超過済
		8,521 トン	9,685 トン	超過済
17	マニオカでん粉	156,823 トン	52,257 トン	104,566 トン
		156,113 トン	52,257 トン	103,856 トン
18	サゴでん粉	20,008 トン	8,231 トン	11,777 トン
		7,223 トン	8,231 トン	超過済
19	その他でん粉	1,601 トン	922 トン	679 トン
		1,458 トン	882 トン	576 トン
20	イヌリン	3,131 トン	1,031 トン	2,100 トン
		72 トン	42 トン	30 トン
21	落花生	32,326 トン	17,909 トン	14,417 トン
		18,405 トン	8,230 トン	10,175 トン
22	こんにゃく芋	189 トン	3 トン	186 トン
		189 トン	3 トン	186 トン
23	ミルク調製品	9,208 トン	2,126 トン	7,082 トン
		2,555 トン	520 トン	2,035 トン
24	でん粉調製品	667 トン	929 トン	超過済
		469 トン	443 トン	26 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,765 トン	776 トン	3,989 トン
		1,789 トン	433 トン	1,356 トン
27	調製食用脂	17,432 トン	3,921 トン	13,511 トン
		1,943 トン	350 トン	1,593 トン
28	繭	2.0 トン	0.0 トン	2.0 トン
		2.0 トン	0.0 トン	2.0 トン
29	生糸	242 トン	79 トン	163 トン
		242 トン	79 トン	163 トン

#### 【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。